

新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 修学旅行の円滑な実施にあたり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、新潟県立豊栄高等学校修学旅行事業委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要領及び審査規準の決定に関すること
- (2) 企画提案書の審査及び契約候補者の特定に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は5名以上とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 出納責任者
- (3) その他校長が必要と認める者

2 委員会には委員長を置き、校長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議に付する必要があると認める事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(意見の徴収等)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。